滝上町告示第63号

滝上町移住支援金交付要綱を次のように定め、令和６年４月１日から適用する。

令和６年４月15日

滝上町長　　清　原　尚　弘

滝上町移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、北海道が定めるUIJターン新規就業支援事業（移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業）実施要領（以下「道要領」という。）第４の１に基づく移住支援事業（以下「移住支援事業」という。）に係る移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　移住支援金の交付対象者は、道要領第５の１⑴アに定める要件のうちイ、ウ、エ又はオの要件を満たす者とする。この場合において、道要領第５の１⑴ア（イ）a中「道内の移住支援金を支給する市町村に転入したこと。」とあるのは「滝上町内に転入したこと。」と読み替えるものとする。

（移住支援金の額）

第３条　移住支援金の額は、道要領第５の１⑴に規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

⑴　２人以上の世帯での移住の場合　100万円

⑵　単身での移住の場合　60万円

⑶　18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者１人につき100万円を加算する。

（交付の申請）

第４条　移住支援金の交付を申請する者は、滝上町に転入後１年以内に滝上町移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、就業する者にあっては道要領第５の２⑴アに規定する対象法人に在職した後１年以内に、起業する者にあっては道要領第５の１⑴ウに規定する地域課題解決型企業支援事業費補助金の交付決定後１年以内に提出するものとする。

⑴　移住者の就業先の就業証明書(別記様式第２号又は別記様式第３号)(就業に限る。)
⑵　申請者本人であることが確認できる書類
⑶　道要領第５の１⑴アの要件を満たし、かつ、イ、ウ、エ又はオの要件に該当することを証する書類
⑷　道要領第５の１⑴カの要件に該当することを証する書類(前条第１号の区分による移住の場合に限る。)

(交付の決定)

第５条　町長は、前条第１項の規定による申請があったときは、当該内容を審査の上、移住支援金の交付の可否を決定するものとする。ただし、必要があると認めたときは、条件を付すことができるものとする。

(交付決定等の通知)

第６条　町長は、前条に規定する移住支援金の交付を決定したときは、交付対象者に滝上町移住支援金交付決定通知書(別記様式第４号)により通知するものとする。

２　町長は、前条に規定する移住支援金の交付をしないことを決定したときは、交付対象者に滝上町移住支援金不交付決定通知書(別記様式第５号)により通知するものとする。

(移住支援金の返還)

第７条　町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

⑴　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　移住支援金の交付申請日から３年未満に滝上町から転出した場合

ウ　移住支援金の交付申請日から１年以内に交付要件を満たす職を辞した場合

エ　道要領第５の１⑴ウに規定する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合

⑵　半額の返還

移住支援金の交付申請日から３年以上５年以内に滝上町から転出した場合

(報告等)

第８条　町長は、移住支援金の交付等業務の遂行に必要な限度において、移住支援金の交付を受けた者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第９条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。